

トルクメニスタンの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

トルクメニスタン（英語名は「Turkmenistan」）は、中央アジアの南西部に位置する共和制国家であり、北はカザフスタン、北東はウズベキスタン、南東はアフガニスタン、南西はイランと国境を接し、西はカスピ海に面する。国土の面積は約 49 万平方キロメートルであり、日本の国土の約 1.3 倍の大きさである。国土の大部分（約 8 割）はカラクム砂漠²であるが、アフガニスタンとの国境近くは、降水量が比較的多いステップ気候と地中海性気候に属する。トルクメニスタンの人口は約 753 万人であり³、民族としては、トルクメン人が約 85%、ウズベク人が約 5%、ロシア人が約 4%を占める。首都はアシガバット、通貨はマナト、公用語はトルクメン語であるが、ロシア語も広く使用されている。宗教については、イスラム教が約 87%（大部分がスンナ派）と圧倒的多数を占めるが、無宗教の者も約 9%を占める⁴。

現在のトルクメン人の祖先は、中央アジア一帯に居住していたテュルク系遊牧民であるといわれている。9 世紀以降、サーマーン朝、セルジューク朝等の領地となり、その後は、モンゴル帝国、ティムール帝国等、周辺の大国の支配下に置かれた。19 世紀後半からロシア帝国による統治が進み、1924 年にはトルクメン・ソビエト社会主義共和国が成立した。その後、ソビエト連邦の崩壊により、1991 年に独立を宣言し、国名を「トルクメニスタン」とするとともに、独立国家共同体（CIS）協定に調印した（但し、2005 年に、加盟国から準加盟国となった）。1992 年には国連に加盟した。「永世中立」を宣言し、1995 年に国連総会で承認された⁵。独立以来、長期政権を続けていたニヤゾフ大統領は、2006 年に死去した。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² カラクム砂漠には、半世紀以上も燃え続けている巨大なガスクレーター（「地獄の門」と呼ばれる）がある。

³ <https://www.worldometers.info/world-population/turkmenistan-population/#:~:text=The%20current%20population%20of%20Turkmenistan,of%20the%20total%20world%20population.>

⁴ 本稿におけるトルクメニスタンの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024 年版』（二宮書店、2024 年）220～221 頁、②外務省ウェブページ「トルクメニスタン 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/turkmenistan/data.html>）等を参照した。

⁵ トルクメニスタンが永世中立を宣言した目的は、ロシアの影響力の排除にあったといわれている。

その後、グルバングル・ベルディムハメドフ大統領による長期政権が続いていたが、2022年に、同大統領の長男（セルダル・ベルディムハメドフ氏）が大統領に就任した。トルクメニスタンでは、独立以来、個人崇拜の傾向が強い独裁体制が続いており⁶、「中央アジアの北朝鮮」と呼ばれることもある⁷。

トルクメニスタンの鉱物資源としては、世界有数の埋蔵量を誇る天然ガスと原油がある（とくに天然ガスの埋蔵量は世界4位である）。ロシアの影響力を下げるため、輸出先の多角化を図ってパイプラインの建設が進められ、近年は、とくに中国への輸出が増加している。農産物としては、綿花が、主要な輸出品目となっている。綿花栽培は、ソ連時代に整備された灌漑設備により、大規模栽培が可能となっている。天然ガス・原油の輸出により国民経済が豊かであるトルクメニスタンでは、教育・医療費が無料とされているほか、物価も低く抑えられている⁸。

トルクメニスタンは、従来から、ロシアとの間で密接な関係を保ってきたが、最近では、中国、トルコ、イラン、ウズベキスタン等の周辺諸国との関係も重視するようになってきている。とくに、トルクメニスタンにとって、中国への輸出額は全体の約7割を占めており、「一带一路」構想の下での中国との経済的結び付きが強まっている。

法制度についてみると、トルクメニスタンでは、ソ連の一部となった後は、ソビエト法が適用された。また、1991年の独立を経て1992年に憲法が制定された後も、独立国家共同体（CIS）における国際条約及びモデル法により、ロシア及びCIS構成国と類似した法制度が採用された。その結果、トルクメニスタンの法制度・法運用には、さまざまな点でロシア法が影響を及ぼしている。現在のトルクメニスタンの法体系は、①憲法、②憲法的法律、③法典・法律、④人民評議会・議会の決議、⑤大統領の命令等、⑥閣僚会議の政令等、⑦政府の規範等となっている⁹。

II 憲法

1 総説

トルクメニスタンでは、1991年に独立した後、1992年に憲法が採択された。その後、1995年、2003年、2005年、2006年、2008年、2016年、2017年、2020年、2023年に改正された¹⁰。

とくに、2023年改正は、議会の二院制を一院制に戻すとともに、人民評議会を「国の最

⁶ 具体的な例としては、第二代のグルバングル・ベルディムハメドフ大統領は、白い色を好んだことから、大統領宮殿及び政府庁舎等が白い色で統一されたこと等が挙げられる。

⁷ <https://www.tokyo-np.co.jp/article/100079>

⁸ トルクメニスタンでは、1993年まで、電気、ガス、飲料水は無料とされていた。

⁹ <https://www.nyulawglobal.org/globalex/turkmenistan1.html>

¹⁰ <https://centralasia.news/21572-constitution-of-turkmenistan-created-fundamentally-new-state-system.html>

高機関」と位置づけた。そして、第二代大統領であるグルバングル・ベルディムハメドフ氏が、同氏の長男であるセルダル・ベルディムハメドフ氏に大統領職を継承させるとともに、自身は人民評議会議長に就任した。また、2023年改正に際して、憲法的法律である「トルクメン人の国家指導者について」¹¹及び「トルクメニスタン人民評議会について」¹²が公布・施行され、グルバングル・ベルディムハメドフ氏は「トルクメニスタンの英雄」、「人民名誉長老」、「国の庇護者」、「国の指導者」であることを明確にした¹³。これらにより、大統領職の世襲が実現するとともに、父と息子による国家権力掌握が万全なものとなった。憲法の文言上は、「民主主義」、「永世中立」、「国民主権」、「三権分立」、「法の支配」等が規定されているが、実際には、上述のとおり、個人崇拜の傾向が強い独裁体制である。

全142条により構成されるトルクメニスタン憲法の体系は、表1のとおりである¹⁴。

表1：トルクメニスタン憲法の体系

前文		
第1章 トルクメニスタン憲法体系の基盤		第1条～第24条
第2章 トルクメニスタンの人間と国民の権利、自由及び義務		第25条～第65条
第3章 トルクメニスタンの国家機関制度	第1節 総則	第66条～第67条
	第2節 トルクメニスタン大統領	第68条～第76条
	第3節 トルクメニスタン議会	第77条～第90条
	第4節 トルクメニスタン閣僚会議	第91条～第95条

¹¹ 和訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://jp-tr.org/wp/wp-content/uploads/ConstitutionalLawTM_NationalLeader.pdf

¹² 和訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://jp-tr.org/wp/wp-content/uploads/ConstitutionalLawTM_HalkMaslakhaty.pdf

¹³ 2023年6月29日（グルバングル・ベルディムハメドフ氏の誕生日）には、新都市「アルカダグ」（Arkadag）の披露式典が開催された。「アルカダグ」とは、トルクメン語で「守護者」を意味する。新都市名が「アルカダグ」とされたのは、「偉大なる政治指導者」、即ち、前大統領であり人民評議会議長でもあるグルバングル・ベルディムハメドフ氏に由来する。新都市「アルカダグ」は、首都アシガバートの南西約30キロメートルの場所に、約7200億円の資金を投下して建設された。アルカダグの人口は、約7万3000人にまで増加すると見込まれている。

<https://www.afpbb.com/articles/-/3470536>

¹⁴ トルクメニスタン憲法（2023年改正を反映したもの）のロシア語訳は、以下のウェブページに掲載されている。2023年改正を反映した英訳は、見当たらない。

<https://saylav.gov.tm/ru/law?id=2>

	第5節 司法府	第96条～第108条
	第6節 地方公共団体	第109条～第114条
第4章 地方自治		第115条～第118条
第5章 選挙制度、国民投票		第119条～第128条
第6章 検察庁		第129条～第133条
第7章 経済と金融・信用制度		第134条～第139条
第8章 最終規定		第140条～第142条

2 統治機構

(1) 大統領

大統領は、トルクメニスタンの最高権力者であり、国家と行政府の長であり、国軍の最高司令官である。大統領は、トルクメニスタンの内政及び外交政策の主要な方向を決定する等、極めて大きな権限を有する。

大統領となるためには、40歳以上で、トルクメン語を話し、国内に15年以上居住し、働いていた者でなければならない。大統領は、国民の直接選挙によって選出される。大統領の任期は7年である。

大統領は、憲法71条等に規定されているとおり、極めて広汎な各種の権限を有する。例えば、①憲法及び法律を執行すること、②対外政策の実施を指揮し、国際条約の交渉と調印を行い、トルクメニスタンの大使及び外交代表を任命及び召還し、外国の外交代表からの信任状及び召還状を受理すること、③大統領府を構成すること、④国軍の最高司令官として、総動員又は部分動員等の命令を下し、軍事教義を承認し、軍隊最高司令部を任免すること、⑤国家安全保障評議会を構成し、その長を務めること、⑥国家の内政及び外交政策の主要な方向性と、国家の政治的、経済的、社会的、文化的発展の計画を承認すること、⑦国家予算とその執行に関する報告書を議会に提出し、審議と承認を得ること、⑧法律に署名し、又は拒否権を行使すること、⑨議会に対し、国内の情勢と国の内政・外交政策の主要な方向性について毎年演説を行うこと、⑩選挙と国民投票の実施に関する中央委員会を組織すること、⑪議会の同意を得て、最高裁判所長官、検事総長、内務大臣等を任免すること、⑫非常事態と戒厳令を発布すること、⑬政令・決定・命令を発布すること等がある。また、大統領とその家族の養育、維持、保護は国費で賄われる。

大統領が何らかの理由でその職務を遂行できない場合、大統領選挙が行われるまでの間、その権限は人民評議会議長（現在は、大統領の父であるグルバングル・ベルディムハメドフ氏）に移譲される。この場合、大統領選挙は、権限が移譲された日から60日以内に実施されなければならない。また、当該期間中に憲法を改正することはできないものとされている。

(2) 閣僚会議

閣僚会議（政府）は、行政執行機関である。閣僚会議は、大統領が就任してから1か月以

内に組織される。閣僚会議の議長は大統領であり、その他、副議長及び閣僚で構成される。閣僚会議は、権限の範囲内で決議を採択し、拘束力のある命令を発布することができる。

(3) 議会

トルクメニスタンの立法府は、「Mejlis」と呼ばれる議会である。トルクメニスタンでは、従来、一院制が採られていたところ、2020年の憲法改正により、上院たる「Halk maslahaty」（人民評議会）と、下院たる「Mejlis」の二院制に変更された。しかし、2023年の憲法改正により、二院制から一院制に戻され、「Mejlis」が唯一の立法府となった。

「Mejlis」の議員定数は125名である。議員となるためには、選挙日に25歳以上で、国内に10年以上居住していた者でなければならない。議員は単純小選挙区制の直接選挙で選出され、任期は5年である。憲法上は「政治的多様性と複数政党制」が標榜されている（17条1項）が、実際上は、トルクメン共産党の後継である「トルクメニスタン民主党」（TDP）による一党独裁となっており、形式上、農業党と産業・企業家党も存在するが、これらは全て親大統領派の政党である。

議会の権限としては、①憲法と法律を採択し、改正し、補足し、その実施と公式解釈を統制すること、②閣僚会議の活動計画の承認を審議すること、③国家予算の承認とその実施に関する報告に関する問題を審議すること、④国家の内政及び外交政策の主要な方向性と、国家の政治的、経済的、社会的、文化的発展の計画を審議すること、⑤国民投票の実施を決定すること、⑥大統領、国会議員、地方議員の選挙を予定すること、⑦大統領の提案により、最高裁判所長官、検事総長、内務大臣、法務大臣の任免を審議すること、⑧公的機関の規範的法律行為が憲法に適合しているかを判断すること、⑨国際条約を批准又は破棄すること等が挙げられる。

また、2023年改正憲法には明記されていないものの、人民評議会は、従来の上院としての地位から、むしろ、国家最高機関に格上げされた。人民評議会の地位・構成・運営・権限等に関しては、憲法的法律である「トルクメニスタン人民評議会について」¹⁵に規定されている。人民評議会の構成員は、人民評議会議長（グルバングル・ベルディムハメドフ氏）、大統領、閣僚会議の閣僚、議会（Mejlis）の議長及び議員、最高裁判所長官、国家安全保障会議長官、検事総長、人権オンブズマン、州・地区の首長等である。

(4) 裁判所

トルクメニスタンの司法権は裁判所に属し、最高裁判所及び法律で定められたその他の裁判所によって行使される。緊急法廷等の設置は認められていない。

裁判官は、大統領によって任命・解任される。裁判官は、教育・創作・研究を除き、有給の職に就くことはできない。

¹⁵ 和訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://jp-tr.org/wp/wp-content/uploads/ConstitutionalLawTM_HalkMaslakhaty.pdf

3 人権

人権に関しては、憲法上、「第2章 トルクメニスタンの人間と国民の権利、自由及び義務」等に規定が置かれている。トルクメニスタン憲法における人権に関する規定の特徴としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①「権利及び自由の行使は、他者の権利及び自由並びに道徳的規範、法の要求、公の秩序を侵害し、又は国の安全を害するものであってはならない。」との規定がある（30条）。
- ②死刑は廃止されている（32条2項）。
- ③政党等を結成する権利は、「憲法及び法律の定める範囲内において」保障される（44条1項）。
- ④「強制労働及び最悪の形態の児童労働は禁止される。」と明文で規定されている（49条2項）。
- ⑤住居を得る権利が、明文で規定されている（51条）。
- ⑥無料で公的医療機関のサービスを受けること等の医療を受ける権利が、明文で規定されている（52条）。
- ⑦環境及び天然資源に関する権利・義務が、明文で規定されている（53条）。
- ⑧文化生活に参加する権利、芸術的・科学的・技術的創造の自由、科学的・技術的創造及び芸術的・文学的・文化的活動における著作権が、明文で規定されている（56条）。
- ⑨防衛に関する国民の義務及び兵役が、明文で規定されている（58条）。
- ⑩法的援助を受ける権利が、明文で規定されている（63条）。
- ⑪非常事態又は戒厳令の下では、憲法上の人権が制限される（65条）。

以上によると、トルクメニスタン憲法は人権を一定程度保障しているように見えるが、実際には、人権保障のレベルは極めて低いと評価されている。例えば、「Freedom House」による2024年の調査結果¹⁶によると、トルクメニスタンにおける政治的権利は40点満点中0点で、市民的自由は60点満点中2点であった。しかも、総評として、「トルクメニスタンは、政治的権利や市民的自由が事実上ほぼ完全に否定されている抑圧的な権威主義国家である。選挙は厳しく管理されており、大統領とその支持者たちのほぼ満場一致の勝利が保証されている。経済は国家によって支配され、汚職は組織的であり、宗教団体は迫害され、政治的反対意見は許容されない。」と指摘されている。

また、「国境なき記者団」による2024年の調査結果¹⁷によると、トルクメニスタンの「報道の自由度」ランキングは、180か国中175位であった。さらに、「政府は、新聞、ラジオ、テレビ、インターネットを厳しく管理している。市民はウェブ上の世界中の情報源にアクセスできず、VPNを使用しようとすると罰金が科せられるリスクがある。主要メディアは、

¹⁶ <https://freedomhouse.org/country/turkmenistan/freedom-world/2024>

¹⁷ <https://rsf.org/en/country/turkmenistan>

単に政府のプロパガンダを垂れ流すだけである。独立系メディアや反体制派メディアは、海外で活動している。」「すべてのメディアは、政府の方針を広め、トルクメニスタンの肯定的なイメージを提示することが求められている。大統領や他の役人に対する批判は禁止されている。ルールに逆らおうとしたジャーナリストは、起訴され、投獄され、拷問され、さらには殺害された。」「法律で検閲が禁止されているにもかかわらず、全ての出版物は政府によって管理されており、印刷前に特別な許可を得ている。新しいメディアは定期的にブロックされている。ジャーナリストが当局が気に入らない情報を公表すると、当局は躊躇なく彼らに対し刑事告発を仕立て上げる。」等と指摘されている。

Ⅲ 民法

トルクメニスタンには、民法典のほかに、土地法典、婚姻家族法典等の特別法がある。また、憲法にも、「財産は不可侵である。トルクメニスタンでは、土地、生産手段、その他の物質的、知的財産の私有権を認められる。」(12条1項)、「土地、土壌、水、動植物、その他の天然資源はトルクメニスタンの国富であり、国家によって保護され、合理的な利用の対象となる。」(14条)という規定が含まれている。

トルクメニスタンの1998年民法典¹⁸は、旧ソ連を構成していた主な共和国が参加して策定された独立国家共同体(CIS)のモデル民法典を参考にしたものであり、多くの点で、ロシア民法典と類似していた。しかし、ロシアでもトルクメニスタンでも民法改正が進み、また、多くの特別法が制定されるに従い、両国の民法の内容はそれぞれ変化している。

また、トルクメニスタンの2004年土地法典¹⁹は、現在まで、頻繁に改正されている。現在の土地法典によると、外国の企業又は個人は、非農業目的の土地の賃借が認められ得るが、賃貸権限は閣僚会議のみが有している²⁰。外国企業は、建造物・建物を所有することができるが、賃貸借期間満了後、それらの建造物・建物を譲渡する義務がある²¹。

Ⅳ 会社法

トルクメニスタンに投資しようとする外国企業は、トルクメニスタンに子会社たる現地法人を設立するか、又は支店・駐在員事務所を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するトルクメニスタン法人である。これに対し、外国企業の支店・駐在員事務所は、独立した法人格を有しない。支店は、代理を含む外国企業の機能の全部又

¹⁸ ロシア語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://base.spinform.ru/show_doc.fwx?rgn=2363

¹⁹ ロシア語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://base.spinform.ru/show_doc.fwx?rgn=6766

²⁰ <https://www.state.gov/reports/2022-investment-climate-statements/turkmenistan/>

²¹ <https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/turkmenistan/>

は一部を果たす。駐在員事務所の機能は、商業活動に従事することなく、外国企業の利益を代表し保護することに限定される。

トルクメニスタンにおける会社の類型としては、①有限責任会社（Limited Liability Company, LLC）、②ジョイント・ストック・カンパニー（Joint Stock Company, JSC）等がある。中小企業に最適な LLC は、少なくとも 1 名の取締役と 1 名の株主が必要である。JSC は、より大規模な事業、特に株式発行による資金調達を検討している事業に適している。

しかしながら、トルクメニスタンは、政府が経済をほぼ全面的に管理していること、厳格な外貨管理、蔓延している汚職、不透明で面倒な官僚的プロセス、及び脆弱な法制度により、現在のところ、外国からの直接投資はリスクが高いと考えられている²²。したがって、現時点では、外国企業がトルクメニスタンに現地法人を設立する等の直接投資を行うことは、あまり現実的ではないであろう。

V 民事訴訟法

1 訴訟

トルクメニスタンの民事訴訟法²³によると、民事訴訟を管轄する裁判所には、①第一審裁判所（単独体）、②破棄院（3 名以上の合議体）、③最高裁判所がある。

トルクメニスタンの裁判所は、憲法や法律の文言上では行政部門から独立しているが、実際には行政部門から大きな影響を受けている。トルクメニスタンの裁判所は、国際的な訴訟をほとんど扱っておらず、ビジネス界では、信頼性があるとは考えられていない²⁴。

2 仲裁

トルクメニスタンの国際商事仲裁裁判所法は、2014 年に、国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法の 2006 年改正版を参考に制定された。トルクメニスタンの常設仲裁機関としては、トルクメニスタン商工会議所の国際商事裁判所²⁵がある。トルクメニスタンは、CIS 諸国で適用されるミンスク協定に加盟している²⁶ほか、2022 年に、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）及び「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」（ICSID 条約）に加盟した²⁷。

²² <https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/turkmenistan/>

²³ 英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://cis-legislation.com/document.fwx?rgn=83085>

²⁴ <https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/turkmenistan/>

²⁵ <https://tpp.tj/en/international-commercial-arbitration/>

²⁶ ヤラシェフ・ノディルベック著「CIS 地域における国際商事仲裁制度及びその最新実務（7）～トルクメニスタンにおける仲裁制度～」(『JCA ジャーナル 第 66 巻第 7 号』(日本商事仲裁協会、2019 年) 所収) 30～35 頁。

²⁷ <https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/turkmenistan/>

外国企業がトルクメニスタン企業等と契約を締結する場合、仲裁条項は、トルクメニスタン以外の国の仲裁機関による仲裁とする方がよいと思われる。

VI 刑事法

汚職の問題は、トルクメニスタンにおける深刻な問題となっている。「Transparency International」の2023年汚職認識指数によると、トルクメニスタンの腐敗認識指数は100点満点中18点で、ランキングは180か国中170位である²⁸。

トルクメニスタンにおいては、汚職は、あらゆる政府部門及びあらゆる地域に蔓延しており、投資と事業開発の障害となっている。具体的には、交通警察、税関、国境警備、出入国管理局、運転免許試験官、学校、大学、病院の職員、国営商品取引所の職員、公共調達や入札に関わる職員等の政府職員が賄賂を要求することが多いといわれている²⁹。

トルクメニスタンでは汚職が蔓延しているが、汚職対策を専門とする独立機関は存在しない。内務省（警察を含む）、国家安全保障省、検察庁が汚職対策を担当するが、汚職対策は、裕福な政府高官や実業家から賄賂をゆすり取るために利用されている。また、汚職に対する取り締まりは、通常、選別的であり、支配エリート内の対立に関連している³⁰。

2014年「汚職対策法」は、政府職員が外国、国際組織、政党から、賄賂を受け取することを禁止し、また、外国の事業体の費用で、政府職員が出張することについても厳しく制限している。しかし、汚職対策を担当する特別の政府機関や、独立した汚職監視機関はなく、汚職の監視や調査を行うNGOもない。2014年「汚職対策法」は、実際には機能しておらず、汚職は依然として横行している³¹。

VII おわりに

前述したとおり、トルクメニスタンは、政府が経済をほぼ全面的に管理していること、厳格な外貨管理、蔓延している汚職、不透明で面倒な官僚的プロセス、及び脆弱な法制度により、現在のところ、外国からの直接投資はリスクが高いと考えられている。したがって、現時点では、外国企業がトルクメニスタンに現地法人を設立する等の直接投資を行うことは、あまり現実的ではない。日本政府からの援助・支援や日本企業による投資・貿易には、慎重さが求められると思われる。

しかし、トルクメニスタンには、世界有数の埋蔵量を誇る天然ガスと原油があるところ、ロシアの影響力を下げるため、輸出先の多角化を図ってパイプラインの建設等が進められている。また、将来的には、新大統領の下での体制変革等により、日本企業によるトルクメ

²⁸ <https://www.transparency.org/en/cpi/2023/index/tkm>

²⁹ <https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/turkmenistan/>

³⁰ <https://freedomhouse.org/country/turkmenistan/freedom-world/2024>

³¹ <https://www.state.gov/reports/2024-investment-climate-statements/turkmenistan/>

ニスタンビジネスが活発に行われるようになる日が来るかもしれない。これらのことから、トルクメニスタンの法制度の動向については、今後も、注視していく必要があると思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.52 No.11』（国際商事法研究所、2024年、原題は「世界の法制度〔南アジア・中央アジア編〕第12回 トルクメニスタン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。